

(別表1)

| 交付の対象となる経費 | 補助率等 | 軽微な変更 | |
|--|---|-----------------|-----------------|
| | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| | | 次に掲げる変更以外の変更をいう | 次に掲げる変更以外の変更をいう |
| 1. 中山間地域等直接支払交付金 市町村が中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に基づいて交付金を交付するのに必要な経費 | 交付金額から国の交付金を除いた部分の50% | | 交付金の30%を超える変更 |
| 2. 中山間地域等直接支払推進交付金 市町村が日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する経費 | 定 額 | | 交付金の30%を超える変更 |
| 3. 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策) 市町村または地域協議会が農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知)に基づいて行う次の事業に要する経費 | | | |
| (1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 ア 中山間地農業ルネッサンス推進支援 イ 元気な地域創設モデル支援 | 定 額 (各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。) | 事業実施主体の名称の変更 | 事業費の3割以上の増減 |
| (2) 農村型地域運営組織形成推進事業 ア 農村型地域運営組織モデル形成支援 | 定 額 (各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり1,000万円とする。) | 事業実施主体の名称の変更 | 事業費の3割以上の増減 |

(別表 2)

中山間地域等直接支払推進交付金の対象経費

| 費目 | 細目 | 内容 |
|-----|----------------|---|
| 旅費 | 調査等旅費 | ・事業の推進・指導、確認事務、各種会議及び調査等に要する旅費 |
| | 委員会旅費 | ・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費 |
| 諸謝金 | | ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝金に必要な経費 |
| 委託費 | | ・市町村が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 |
| 事務費 | 通信運搬費 | ・事業の通信、郵送等に必要となる経費 |
| | 使用料 | ・各種会議等を実施する場合の会場費 ・調査等に要する事務機器等（パソコン等）のリース料等（保守・点検費を含む） ・自動車の使用料等 |
| | 印刷製本費 | ・各種会議、推進・指導等に必要となる資料等の印刷製本に要する経費 |
| | 消耗品費 | ・短期間又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費、少額な記憶媒体、自動車等の燃料費、光熱水道費等 |
| | 報酬・給与 ・職員手当 | ・事業に直接必要となる正規職員の超勤及び会計年度任用職員の給与等 |
| | 共済費 | ・会計年度任用職員の給与等に係る社会保険料、児童手当拠出金及び退職金共済掛金 |
| | 雑役務費 | ・交付対象農用地に関するデータ等の収集・整理等 |
| | 測量費 | ・測量費・図面作成等 |
| | その他 | ・事業に直接必要となるその他の経費 |

(別表 3)

中山間地農業ルネッサンス推進事業の対象経費

| 費目 | 細目 | 内容 |
|------------------------|-------------|--|
| 旅費 | 調査等旅費 | ・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費 |
| | 委員等旅費 | ・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費 |
| 諸謝金 | | ・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 |
| 委託費 | | ・取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 |
| 事務費 | 通信運搬費 | ・事業の通信、郵送等に必要となる経費 |
| | 使用料 | ・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等 |
| | 印刷製本費 | ・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費 |
| | 消耗品費 | ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等 |
| | 報酬・給与・職員手当等 | ・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等 |
| | 共済費 | ・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金 |
| | 雑役務費 | ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等 |
| | その他 | ・事業に直接必要となるその他の経費 |
| 土地基盤 ・機械・ 施設等整備費 | 工事費 | ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 |
| | 測量設計費 | ・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 |
| | 機械器具費 | ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費 |
| | 工事雑費 | ・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費 |

(別表 4)

農村型地域運営組織形成推進事業の対象経費

| 費目 | 細目 | 内容 |
|----------------------------|---------------------|--|
| 旅費 | 調査等旅費 | ・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費 |
| | 委員等旅費 | ・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費 |
| 諸謝金 | | ・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 |
| 委託費 | | ・取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費 |
| 事務費 | 通信運搬費 | ・事業の通信、郵送等に必要となる経費 |
| | 使用料 | ・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等 |
| | 印刷製本費 | ・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費 |
| | 消耗品費 | ・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等 |
| | 報酬・給与 ・職員手当 等 | ・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等 |
| | 共済費 | ・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当 拠出金 |
| | 雑役務費 | ・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等 |
| | その他 | ・事業に直接必要となるその他の経費 |
| 土地基盤 ・機械・ 施設等整 備費 | 工事費 | ・事業の実施に必要な工事費 |
| | 測量設計費 | ・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 |
| | 機械器具費 | ・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費 |
| | 工事雑費 | ・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費 |